



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名	神 田 通 信 機 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 神 部 雅 人 (JASDAQ・コード番号：1992)
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 高 橋 昌 弘
電 話 番 号	( 0 3 ) 3 2 5 2 - 7 7 3 1

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 80 期定時株主総会に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の単元株式数を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 80 期定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準を維持するとともに、各株主様の議決権の数に変更が生じないように、10 株を 1 株にする株式併合を実施することといたしました。

## (2) 株式併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

### ③減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	8,744,091 株
株式併合により減少する株式数	7,869,682 株
株式併合後の発行済株式総数	874,409 株

(注) 「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値であります。

### ④効力発生前後における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日）をもって、併合割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

株式併合前の発行可能株式総数	26,850,000 株
株式併合後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日付）	2,685,000 株

## (3) 併合により減少する株主数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	946 名（100%）	8,744,091 株（100%）
10 株未満所有株主	93 名（9.8%）	127 株（0.0%）
10 株以上所有株主	853 名（90.2%）	8,743,964 株（100%）

(注) 本株式併合を行った場合、保有株式数が 10 株未満の株主様 93 名（所有株式数の合計 127 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

## (4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて配分いたします。

## (5) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 80 期定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 変更の目的

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に記載のとおり、平成 29 年 10 月 1 日をもって、単元株式数及び発行可能株式総数を変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,685万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,685千株</u> とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

(3) 変更の条件

平成29年6月29日開催予定の第80期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって変更いたします。なお、本定款の一部変更は、会社法の規定に基づき株主総会の決議によらず行うものであります。

4. 日程

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日       | 平成29年5月15日     |
| (2) 定時株主総会決議日     | 平成29年6月29日（予定） |
| (3) 株式併合の効力発生日    | 平成29年10月1日（予定） |
| (4) 単元株式数変更の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |
| (5) 定款の一部変更の効力発生日 | 平成29年10月1日（予定） |

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係上、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は、平成29年9月27日となります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

(ご参考)

## 株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では1,000株から100株に変更いたします。

### Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では10株を1株に併合します。

### Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 3. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的期には単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,500株	1個	150株	1個	なし
例③	926株	なし	92株	なし	0.6株
例④	8株	なし	なし	なし	0.8株

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（例③、例④）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例④の株主様は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解を賜わりたいと存じます。

また、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

### Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。ご所有株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。

A 5. ご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。  
ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 6. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A 6. 株主様にお願いする特段の手続きはございません。

**【お問合せ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関しましてご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
	電 話 : 0120-232-711 (フリーダイヤル)
	受付時間 : 平日 9 時~17 時 (土・日・祝日等を除く)

以上